

令和 2 年 3 月 1 8 日
在デンマーク日本国大使館

欧州諸国に対する新たな水際措置（新型コロナウイルス関連情報）

【ポイント】

- デンマークから日本への入国者に 1 4 日間の待機要請（2 1 日開始）。
3 月 1 8 日、日本政府はデンマークを含むシェンゲン協定全加盟国を含む欧州諸国など 3 8 カ国からの入国者に対して、検疫所長の指定する場所での 1 4 日間の待機及び国内における公共交通機関使用の自粛を要請することを決定しました。
- 日本人を含む外国人のデンマーク短期滞在の延長について
デンマーク外務省によると、基本的に短期滞在の延長申請は不可とされています。フライトキャンセル等、出国ができない場合は期限を越えての滞在も認められることがあるとのことですが、必ず移民局や S I R I にお尋ねください。
- 偽装保健庁職員による窃盗に注意
デンマーク警察によれば、新型コロナウイルスの感染拡大に乗じて、保健庁職員を装った窃盗事件が複数発生しているとのこと。
- 1 8 日 1 5 時現在、デンマーク全体の感染者数は 1 1 1 6 人（デンマーク 1 0 5 7 人、フェロー諸島 5 8 人、グリーンランド 1 人）。

1 新たな水際措置

3 月 1 8 日、安倍総理は記者会見において、日本による E U 等に対する渡航制限等の水際措置を発表しました。デンマークに関係する主な内容は以下のとおりです。

- デンマークを含むシェンゲン協定全加盟国を含む欧州諸国、イラン及びエジプトの 3 8 カ国からの入国者に対しては、検疫所長の指定する場所での 1 4 日間の待機及び国内における公共交通機関の使用自粛を要請する。
- また、デンマークで発給された外国人への各査証の効力を停止し、デンマークとの査証免除措置の適用も順次停止する。
- 上記措置は、日本時間の 2 1 日 0 時（当地時間 2 0 日 1 6 時）から運用を開始し、4 月末日までの間実施する。（首相官邸 H P より）

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/18corona.html

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000061171.pdf>

日本へのご帰国を予定されている方は、上記措置を受けてフライトが変更される可能性がありますので、各航空会社から最新情報の入手に努めてください。

2 日本人を含む外国人のデンマーク短期滞在の延長について

デンマーク外務省によると、現在、新型コロナウイルス感染拡大対策の関係で移民局窓口が閉鎖されているため、移民局窓口、オンライン、警察署における短期滞在の延長申請はいずれも受け付けていないとしています。例外として、帰国予定のフライトがキャンセル等の理由でデンマークから出国できなかった場合で、滞在期限を越えるような場合には、滞在が認められることがあるとのことですが、必ず移民局やSIRIにお尋ねください。

また、SIRIに確認したところ、新型コロナウイルスに関する滞在延長等の問い合わせには電話やメールでも柔軟に応じるとしていますので、下記ホームページや問い合わせフォームをご活用ください。

(移民局HP)

<https://www.nyidanmark.dk/en-GB/Contact-us/Contact-the-Danish-Immigration-Service>

(デンマーク移民局が扱う滞在許可の延長)

[https://www.nyidanmark.dk/en-GB/Words-and-concepts/F%C3%A6lles/Corona-\(COVID-19\)-information/COVID-19-Information-for-the-Immigration-Service-users](https://www.nyidanmark.dk/en-GB/Words-and-concepts/F%C3%A6lles/Corona-(COVID-19)-information/COVID-19-Information-for-the-Immigration-Service-users)

(The Danish Agency for International Recruitment and Integration (SIRI)のHP)

<https://www.nyidanmark.dk/en-GB/Contact-us/Contact-SIRI/Book-an-appointment-at-SIRI>

(SIRI が扱う滞在許可の延長)

[https://www.nyidanmark.dk/en-GB/Words-and-concepts/F%C3%A6lles/Corona-\(COVID-19\)-information/Corona_COVID19_SIRI](https://www.nyidanmark.dk/en-GB/Words-and-concepts/F%C3%A6lles/Corona-(COVID-19)-information/Corona_COVID19_SIRI)

(SIRI の問い合わせフォーム)

<https://www.nyidanmark.dk/en-GB/Contact-us/Contact-the-Danish-Immigration-Service/UScontactform2/?anchor=169D7F9590C944AB9BD2D385F8442023&callbackItem=3DFC741C801A4E90B296B1E962A3E5B8&callbackAnchor=9E29BE090A774351AA06CB46CC10CB29>

3 偽装保健庁職員による窃盗に注意

デンマーク警察によれば、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、保健庁職員を装った窃盗事件が複数発生しているとのことです。保健庁職員を装った窃盗犯(マスクや手袋をつけていることが多い)が、高齢者の自宅を狙って訪問し、清掃するあるいはアルコール消毒の使用方法を教えると言って家に入り、貴重品や現金を盗むケースが多いとのことです。

警察は、保健庁が個人宅に職員を送ることはなく、有効な ID を持っていることを確認せずに、見知らぬ人を家の中に入れてはいけません。また、迷った時は家に入らずに断るよう、注意喚起しています。

(デンマーク警察による注意喚起)

<https://www.facebook.com/politi/photos/a.189062771198516/2524287504342686/?type=3&theater>

在留邦人の方で新型コロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【ご参考】

新型コロナウイルスに関するデンマークポータルサイト (デンマーク語)

www.coronasmitte.dk

当館特設ページ (過去の領事メールや日本・デンマークの参考サイトを集約)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電話 : 3311-3344 (閉館時はまず緊急電話対応業者につながります)

メールアドレス : ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届 (3 か月以上滞在される方) / 「たびレジ」 (3 か月未満の渡航の方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更 (転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等)、または帰国・転出等があればお知らせください。